

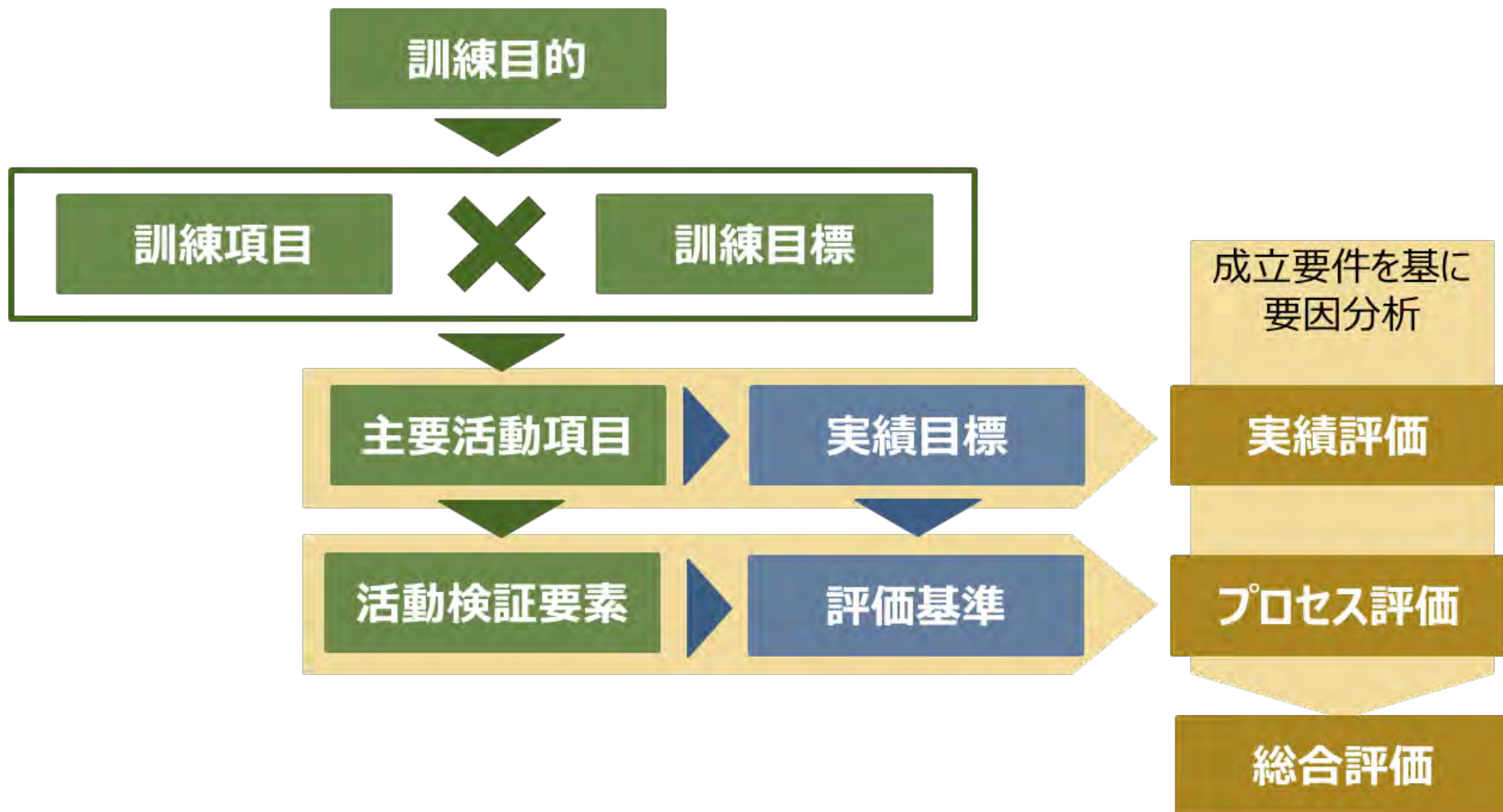
評価種別	評価方法	評価者	評価内容(概要)
自己評価	直後レビュー	官邸・ERC・OFC・地方公共団体訓練対象者	・訓練対象者同士の振り返り、討議を通じた評価
	アンケート	官邸・ERC・OFC・地方公共団体訓練対象者	・訓練対象者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の評価
外部評価	評価員評価 (評価チェックシート)	原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 外部委託評価員等 ※官邸・ERC・OFC・県災対本部・緊対所等に配置	・官邸、ERC及びOFC機能班内・機能班間、各拠点間の連携などの対応状況の評価 ・訓練方法の評価
	専門家レビュー	外部専門家 危機管理、環境影響評価、放射線計測災害対応マネジメント、原子力災害医療等 ※官邸・ERC・OFC・県災対本部・緊対所等に配置	・各専門家の専門領域に基づく評価 ・訓練方法の評価

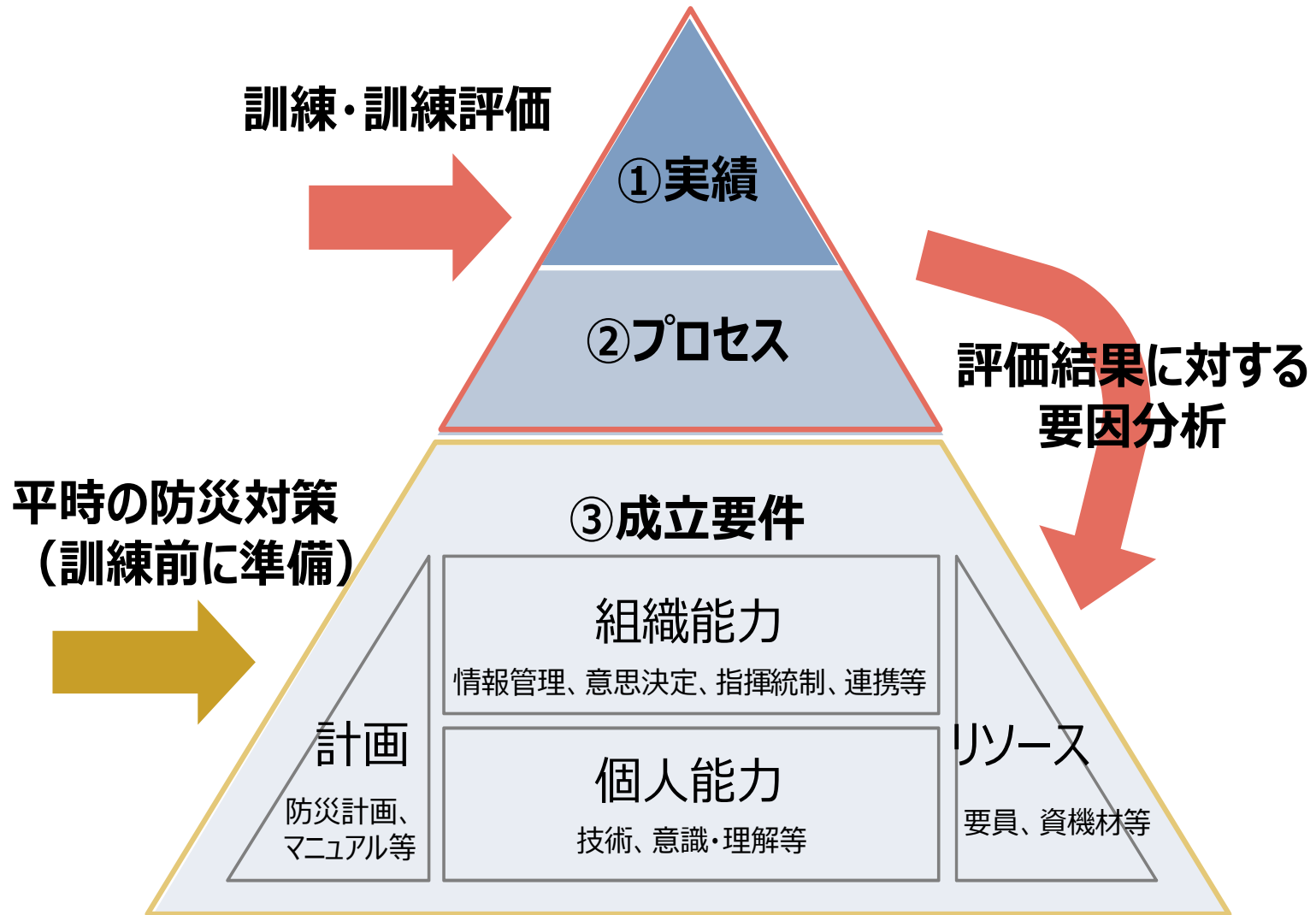
「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「原子力防災及び訓練方法の継続的改善」から抽出

外部専門家・主な評価項目

資料9

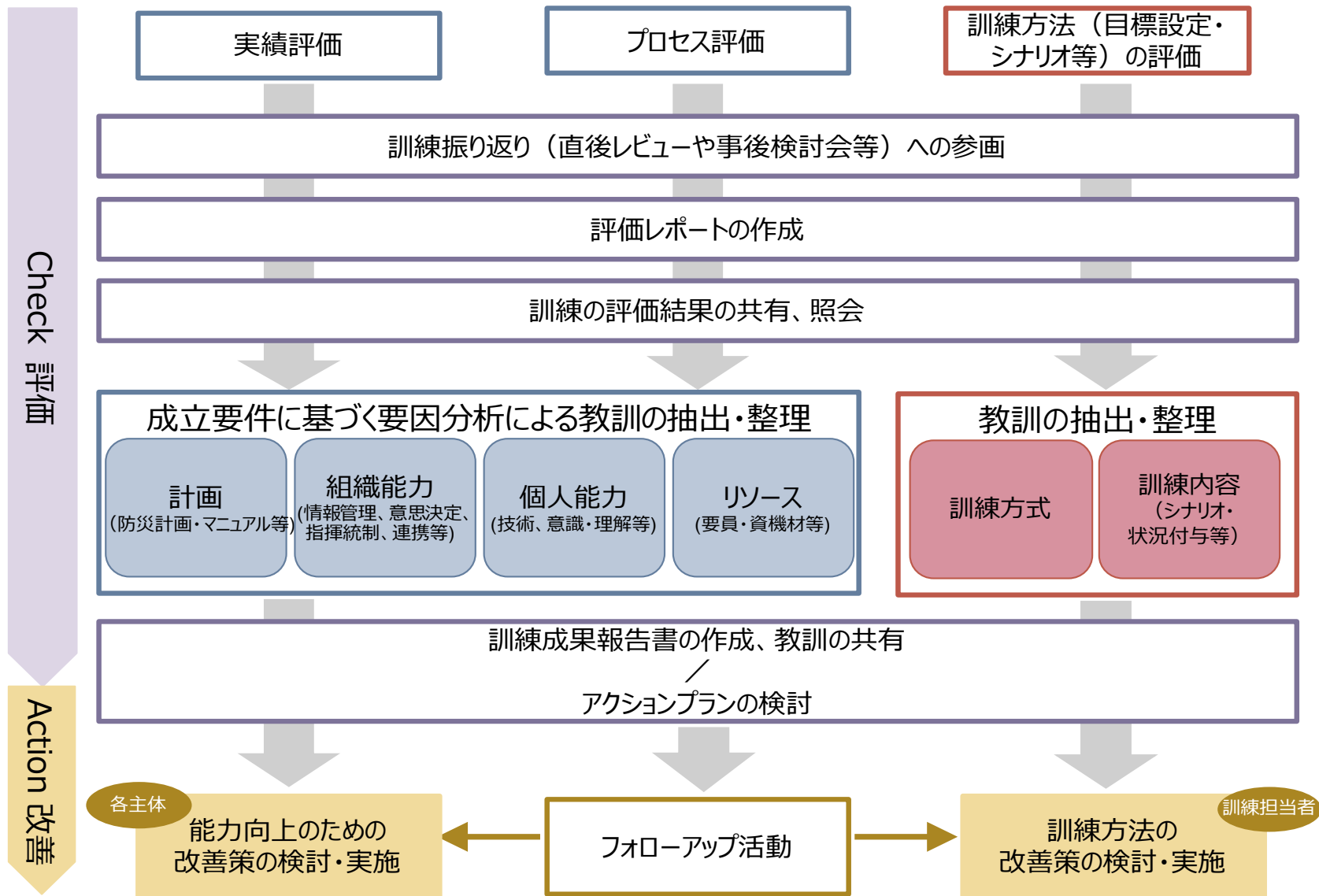
所属	氏名	専門分野	主な評価項目(視点)
横浜国立大学	野口 和彦 (H30～)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理(原子力緊急時対応)、危機管理システム(経歴) ・横浜国立大学リスク共生社会創造センター長 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力防災専門官基礎研修講師 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急時対応 ・訓練の方法(方式、内容等) ・今後の課題 等 (場所:内閣府、ERC)
(防災アドバイザー)	越野 修三 (H30～R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災(経歴) ・岩手大学地域防災研究センター客員教授(元岩手県防災危機管理監) ・内閣府(防災) 防災スペシャリスト養成研修講師 ・内閣府(原子力防災)中核の人材研修講師 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の指揮・統制 ・訓練の方法(方式、内容等) ・今後の課題 等 (場所:内閣府、ERC)
日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 専門研修グループ	武石 稔 (H29～)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング(経歴) ・福島環境安全センターにて福島環境回復に関する業務に従事 ・技術士(原子力・放射線部門) ・原子力規制庁「環境放射線モニタリング技術検討チーム」外部専門家 ・原子力規制委員会「緊急事態応急対策委員」 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング体制(仕組み)の実効性 ・今後の課題 等 (場所:EMC、県モニタリング本部)
原子力安全研究協会	片桐 裕実 (H28～)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価(モニタリング)(経歴) ・元原子力緊急時支援・研修センター長 ・JANSI「原子力防災訓練ガイドライン検討会」委員 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力安全・保安院「OFCの在り方に関する意見聴取会」委員 ・原子力規制庁「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部等との連携の在り方 ・今後の課題 等 (場所:OFC、県災害対策本部)
ベアーズプランニング	熊丸 由布治 (H28～)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者(経歴) ・(社)災害対応訓練研究所代表理事 ・元在日米陸軍統合消防次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国基準(オンサイト訓練)との比較等 ・原子力災害対策本部事務局における緊急時対応業務の在り方及び関係機関との相互連携 ・今後の課題 等 (場所:オンサイト)
量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 被ばく医療部	富永 隆子 (R6～)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療、救急医学、災害医学(経歴) ・量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 被ばく医療部 部長 ・日本専門医機構認定救急科専門医 ・社会医学系専門医・指導医 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の医療体制、処置に関すること ・医療提供体制の実効性の検証及び課題の抽出 ・医療処置時の放射線防護・汚染拡大防止措置の対応状況の確認 (場所:オンサイト)





訓練評価の全体像

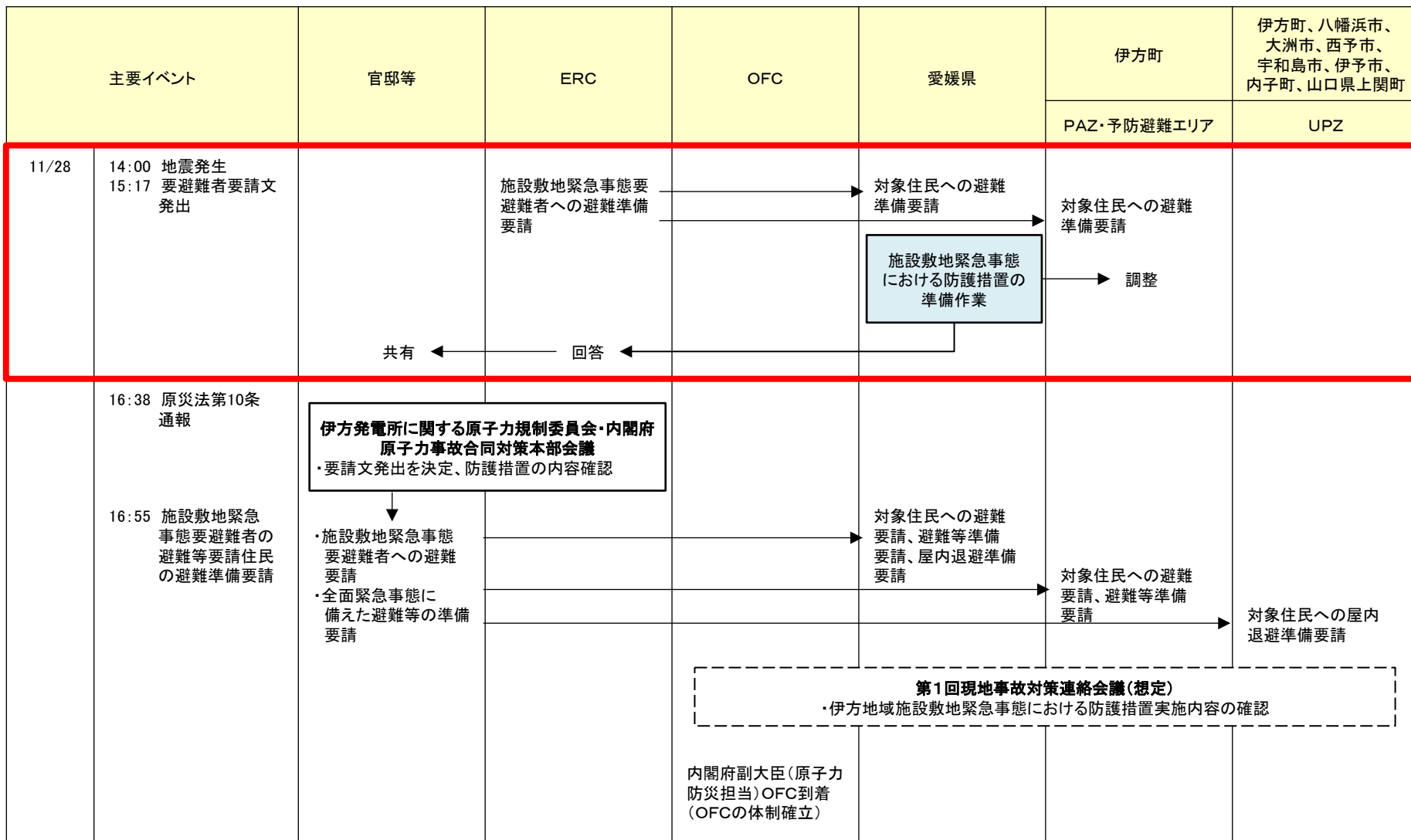
資料12



「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「実績・プロセス・成立要件と訓練の関係」から抽出

住民避難に係る意思決定の流れ(警戒事態)

資料13



副 紙 束 (AL2)

要 請

令和7年11月28日15時17分

- 愛媛県知事 殿
- 山口県知事 殿
- 伊方町長 殿
- 八幡浜市長 殿
- 大洲市長 殿
- 西子市長 殿
- 宇和島市長 殿
- 伊予市長 殿
- 内子町長 殿
- 上関町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

伊方発電所3号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

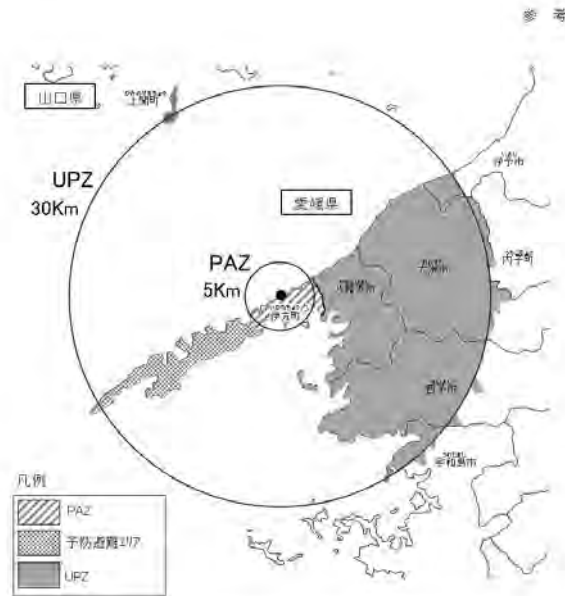
記

- ・施設敷地緊急事態要避難者(注)及びその避難を支援する者に対して、避難の準備を開始するよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を開始するよう要請すること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者及びその避難を支援する者の避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を開始すること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備を開始すること。
- ・同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請すること。
- ・PAZ、予防避難エリア、UPZの住民等及び公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリア内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及びひ乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部(①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域(①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西子市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
	山口県	上関町の一部



総括担当の活動(緊急参集)



住民安全担当の活動



放射線担当の活動



官邸機能担当から幹部への説明



広報担当の活動(緊急参集)



総括担当の活動



運営支援担当の活動(情報連絡体制の確立)



国際担当の活動



広報担当の活動



放射線担当の活動



プラント担当の活動



事業者リエゾンからオンサイト総括への説明



住民安全担当の活動



総括担当とプラント担当の情報共有



記者会見



原子力規制委員



原子力防災専門官によるOFC立上げ



原子力防災専門官から運営支援担当に指示



運営支援担当の初動対応



運営支援担当から原子力防災専門官に報告

主要イベント	官邸等	ERC	OFC	愛媛県	伊方町	伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町
					PAZ・予防避難エリア	UPZ
11/28 16:38 原災法第10条通報 16:55 施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請住民の避難準備要請	伊方発電所に関する原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、防護措置の内容確認 ↓ ・施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請			対象住民への避難要請、避難等準備要請、屋内退避準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
第1回現地事故対策連絡会議(想定) ・伊方地域施設敷地緊急事態における防護措置実施内容の確認						
			内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立)			
11/29				全面緊急事態における防護措置の準備作業	調整	調整
			第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における防護措置実施の準備			
	原子力緊急事態宣言 公示・指示発出					

伊方地域における施設敷地緊急事態防護措置

資料19-1

- PAZ及び予防避難エリア(伊方町全域(伊方地域+瀬戸地域+三崎地域))における施設敷地緊急事態要避難者等については、
 1. 避難の実施により健康リスクが高まる者は、無理に避難を行わず近隣の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。その後、避難の準備が整い次第避難先へ移動。
 2. 避難可能な在宅の要避難者は、地域ごとにあらかじめ定められた避難先へ移動。
 3. 避難可能な福祉施設や医療施設等の施設入居者は、施設ごとにあらかじめ定められた避難先へ移動。
 4. 学校の児童等は、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。保育所の全乳幼児のうち保護者への引渡し完了していない乳幼児は、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に移動し保護者へ引渡し。
- PAZ及び予防避難エリア(伊方町全域(伊方地域+瀬戸地域+三崎地域))における住民(施設敷地緊急事態要避難者等を除く)については避難の準備。
- UPZにおける住民は屋内退避の準備。

[1. 避難の実施により健康リスクが高まる者]

対象者(含支援者等)	必要車両	屋内退避先
108名	15台	各々入居している放射線防護対策施設

[2. 避難可能な在宅の要避難者] ※愛媛県に確認した数値。人数にはマイカー避難者を含む。

地域名	対象者(含支援者等)	必要車両	避難先
伊方いかた、PAZ	190名	バス:4台、福祉車両:8台	松前町まさきちよう
瀬戸せと、PAZ	4名	なし(自家用車避難)	松前町まさきちよう
瀬戸せと、予防避難エリア	52名	バス:2台、福祉車両:2台	松前町まさきちよう
三崎みさき、予防避難エリア	112名	バス:3台、福祉車両:4台	松前町まさきちよう

[3. 避難可能な福祉・医療施設入居者]

対象者(含支援者等)	必要車両	避難先
280名(6施設)	バス:4台、福祉車両:30台	愛媛県内(11施設)

[4. 学校の児童・生徒]

対象者(含支援者等)	必要車両
621名(9施設)	バス:24台

[5. 保育所の乳児・幼児]

対象者(含支援者等)	必要車両
155名(6施設)	バス:6台



【第1経路】 国道197号→国道378号→国道56号
【第2経路】 国道197号→国道56号
【第3経路】 国道197号→高速道路→国道56号
 ※国道197号の一部又は全部が利用できない場合、海路や空路により避難。
 ※国道197号が利用できないかつ海路による避難も空路による避難もできない場合、もしくは放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避。

伊方地域における施設敷地緊急事態防護措置

資料19-2

要避難者	地域名	避難手段確保状況	避難経路の状況	避難先の受入体制	避難先
2. 避難可能な在宅の要避難者	いかた 伊方(PAZ、190名)	○ (バス4台(92名) 福祉車両8台(24名) マイカー(74名))	△※1 (国道56号は一部点検中だが第2経路が使用可)	確認中	まさきちよう 松前町
	せと 瀬戸(PAZ、4名)	○(マイカー(4名))	△※2	確認中	まさきちよう 松前町
	せと 瀬戸(予防避難エリア、52名)	○ (バス2台(34名) 福祉車両2台(4名) マイカー(14名))※	みさき○ 三崎港使用可	確認中	まさきちよう 松前町
	みさき 三崎(予防避難エリア、112名)	○ (バス3台(72名) 福祉車両4台(10名) マイカー(30名))※	みさき○ 三崎港使用可	確認中	まさきちよう 松前町
3. 避難可能な福祉・医療施設入居者(280名)	○ (バス4台(83名) 福祉車両30台(197名))	みさき○ (三崎港使用は151人)	確認中	まつやまし 松山市(7施設) とうおんし 東温市(2施設) まさきちよう 松前町(2施設)	
4. 学校の児童・生徒(547名)	○ (バス22台(547名))	みさき○ (三崎港使用は297人)	確認中	まさきちよう 松前町	
5. 保育所の乳児・幼児(63名(引き渡し済みの乳幼児を除く))	○ (バス3台(63名))	みさき○ (三崎港使用は26人)	確認中	まさきちよう 松前町	

※予防避難エリア(瀬戸地域・三崎地域)は船舶1隻も使用して避難。避難車両は船舶に乗せられるほか、その他必要な台数は両岸で確保済。船舶1隻は確保済み。

【屋内退避継続に関する情報】

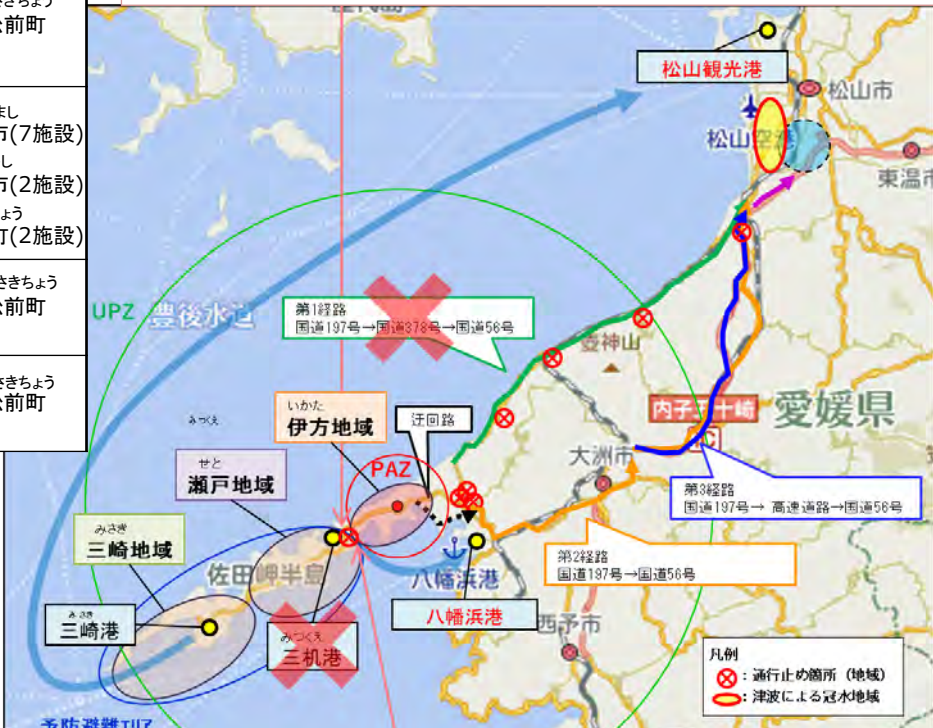
- 高リスク者はつわぶき荘で25名、瀬戸あいじゅで19名、三崎つわぶき荘で14名が屋内退避を実施中(支援者である職員は50名)

【避難先・避難手段・避難状況】

- 孤立地区を除くPAZ(伊方町(伊方地域全域+瀬戸地域の一部))における施設敷地緊急事態要避難者等については、松前町ホッケー公園を經由し、松前町へ陸路で避難。
- 国道197号線の分断により計画上の陸路避難が困難な予防避難エリア(伊方町(瀬戸地域の一部+三崎地域全域))における施設敷地緊急事態要避難者等については、三崎(みさき)港→松山(まつやま)観光港での海路避難(三机(みつくえ)港は使用不可)

	移動方法	屋内退避先の受入体制	屋内退避先
1. 避難の実施により健康リスクが高まる者(含支援者等)	移動なし(108名)	-	もともと入居している放射線防護対策施設(11施設中3施設を利用)

【瀬戸地域 足成(あしなる)地区(PAZ内)]※2
 ▷県道255号線 南側付近において道路の側方流出・亀裂等により通行不可、山間部の迂回路も土砂崩れにより道路が寸断され、**孤立状態(99人、SE要避難者とGE避難者どちらも含む)**
 ▷避難手段については検討中



【伊方地域 田之浦(たのうら)地区(PAZ内)]※1
 ▷道路の側方流出・亀裂等により通行不可、迂回路もなく**孤立状態(109人、SE要避難者とGE避難者どちらも含む)**
 ▷避難方法については検討中

訓 練 (SE)

要 請

令和7年11月28日16時55分

愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上関町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

四国電力株式会社から伊方発電所3号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 施設敷地緊急事態避難者(注)及びその避難を支援する者に対して、安全な避難が可能となり、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難するよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避するよう要請すること。
- PAZ及び予防避難エリアの住民等(施設敷地緊急事態避難者及びその避難等を支援する者を除く)に対して、避難の準備を開始するよう要請すること。また、避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を開始すること。
- 予防避難エリアを除く同発電所から概ね5kmから30km圏内(UPZ)の住民等に対して、屋内退避の準備を開始するよう要請すること。また、必要に応じ、自宅等で屋内退避できない者が屋内退避するための施設の準備を開始すること。
- PAZ、予防避難エリア、UPZの住民等及び公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう周知すること。

(注) 施設敷地緊急事態避難者

「施設敷地緊急事態避難者」とは、四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリア内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部(①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域(①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西予市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
山口県	山口県	内子町の一部
		上関町の一部



10条事象確認



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



総括担当の活動



住民安全担当と広報担当の調整



運営支援担当の活動(入退室管理)



原子力規制委員会委員へのプラント状況報告



広報担当の活動



放射線担当の活動



住民安全担当の活動



内閣府8号館合同オペレーション(実動対処担当)



現地本部長への状況報告



現地事故対策連絡会議



広報担当の活動



医療担当の活動



放射線担当の活動



住民安全担当の活動



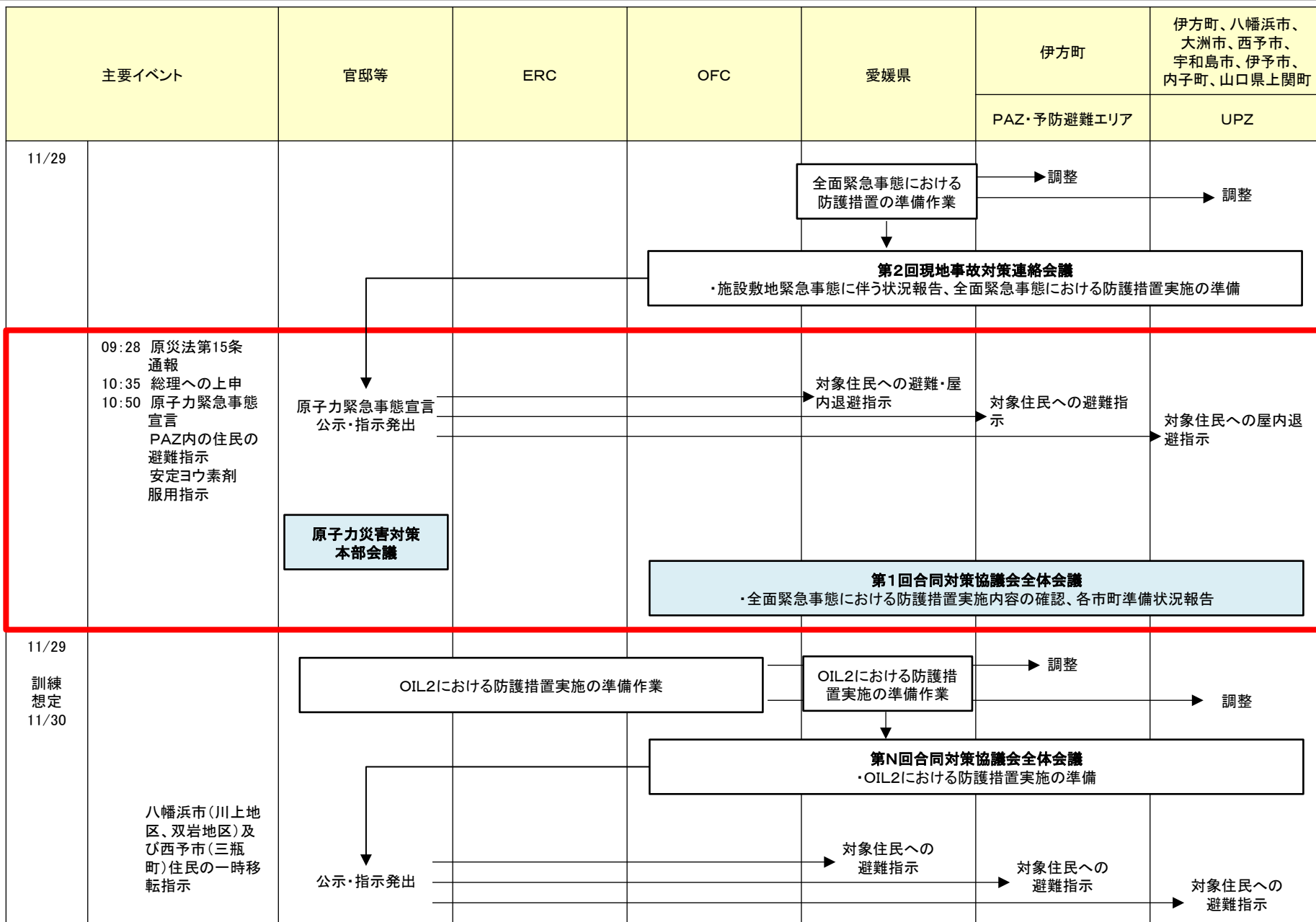
実動対処担当の活動



実動対処担当と自衛隊リエゾンの情報共有

住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)

資料24



原子力災害対策本部会議

OIL2における防護措置実施の準備作業

OIL2における防護措置実施の準備作業

第N回合同対策協議会全体会議
・OIL2における防護措置実施の準備

伊方地域における全面緊急事態防護措置

資料25-1

【基本的考え方】

1. PAZ及び予防避難エリア(伊方町全域(伊方地域+瀬戸地域+三崎地域))の住民等(SE要避難者等を除く)は避難先へ移動。
2. 予防避難エリアを除くUPZ(八幡浜市全域+大洲市の一部+西予市の一部+宇和島市の一部+伊予市の一部+内子町の一部+上関町の一部)の住民は屋内退避を実施。

【計画上の数】

1. PAZ及び予防避難エリアの住民(伊方町)

※愛媛県に確認した数値。人数にはマイカー避難者を含む。

地域名	対象者 (SE要避難者を除く)	必要車両	避難先
いかた 伊方(PAZ)	3,218名	バス:3台	まさきちよう 松前町
せと 瀬戸(PAZ)	106名	バス:4台	まさきちよう 松前町
せと 瀬戸(予防避難 エリア)	1,005名	バス:17台	まさきちよう 松前町
みさき 三崎(予防避難 エリア)	1,707名	バス:4台	まさきちよう 松前町
合計	6,036名	バス:28台	

2. UPZ(予防避難エリアを除く)の住民

市町村	屋内退避実施対象者
八幡浜市(やわたはまし)	30,345名
大洲市(おおずし)	37,040名
西予市(せいよし)	25,462名
宇和島市(うわじまし)	3,412名
伊予市(いよし)	597名
内子町(うちこちよう)	126名
上関町(かみのせきちよう)	18名
合計	97,000名



PAZ及び予防避難エリアの住民(伊方町)の避難経路

【第1避難経路】 国道197号→国道378号→国道56号

【第2避難経路】 国道197号→国道56号

【第3避難経路】 国道197号→高速道路→国道56号

※国道197号の一部又は全部が利用できない場合、海路や空路により避難。

※国道197号が利用できないかつ海路による避難も空路による避難もできない場合、もしくは放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避。

伊方地域における全面緊急事態防護措置

資料25-2

1. PAZ住民・予防避難エリア住民(SE要避難者を除く)の避難に係る調整状況

地区名	車両・船舶の確保状況	避難先までの移動経路	避難先の受入体制	避難先
伊方 (PAZ、3,218名)	○ バス3台(84名) マイカー(3134名)	○	○	いまばりし 今治市に変更
せと瀬戸 (PAZ、106名)	○ バス4台(96名) マイカー(10名)	○	○	いまばりし 今治市に変更
せと瀬戸 (予防避難エリア、1,005名)	○ バス17台(487名) マイカー(518名) 船舶2隻 ※	○ 三崎港・八幡浜港 経由	○	まさきちよう 松前町
みさき三崎 (予防避難エリア、1,707名)	○ バス4台(105名) マイカー(1602名) 船舶2隻 ※	○ 三崎港・佐賀関港 等経由	○	べつぶ 大分県(別府市・大分市)に変更

※予防避難エリア(瀬戸地域・三崎地域)は船舶も使用して避難。避難車両は船舶に乗せられるほか、その他必要な台数は両岸で確保済。船舶4隻も確保済み。



2. UPZ住民の状況(屋内退避実施対象者)

市町村	屋内退避実施対象者
八幡浜市(やわたはまし)	30,345名
大洲市(おおずし)	37,040名
西予市(せいよし)	25,462名
宇和島市(うわじまし)	3,412名
伊予市(いよし)	597名
内子町(うちこちよう)	126名
上関町(かみのせきちよう)	18名
合計	97,000名

さのせきこう べつぶこう
大分県(佐賀関港・別府港)

調整後の避難経路

PAZの避難経路

国道197号→国道56号→避難経由所(松前町(まさきちよう)ホッケー公園)→今治市(いまばりし)

国道197号→高速道路→国道56号→避難経由所(松前町(まさきちよう)ホッケー公園)→今治市(いまばりし)

予防避難エリアの避難経路

一時集結所(三崎小中学校体育館・三崎総合体育館)→三崎港→八幡浜港・佐賀関港・別府港→松前町・大分県

【避難先・避難手段・避難状況】

- 伊方町(いかたちよう)のPAZ内(伊方地域+瀬戸地域の一部)の一般住民は、松前町(まさきちよう)が液状化により一部避難受入不可であるため、第2避難先の今治市(いまばりし)へ陸路で避難。
- 伊方町(いかたちよう)の予防避難エリア(瀬戸地域の一部)の一般住民は三崎港(みさきこう)から海路で八幡浜港へ向かい、その後陸路で松前町へ避難。
- 伊方町(いかたちよう)の予防避難エリア(三崎地域)の一般住民は三崎港(みさきこう)から海路で大分県(佐賀関港(さのせきこう)・別府港(べつぶこう))へ避難。最終避難先は大分市と別府市。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対して、緊急配布場所(一時集結所)にて緊急配布を実施。
- 予防避難エリアを除くUPZ(八幡浜市全域+大洲市の一部+西予市の一部+宇和島市の一部+伊予市の一部+内子町の一部+上関町の一部)においては、屋内退避を実施。

【屋内退避継続に関する情報】

- UPZ内の建物被害(全倒壊数・半倒壊数:多数)
- UPZ内6,000戸(八幡浜市(やわたはまし)3,300戸、大洲市(おおずし)900戸、伊予市(いよし)1,800戸)において停電が発生。
- 倒壊等により自宅で屋内退避が困難な住民は近隣の避難所等で屋内退避。

訓 示

指 示

令和7年11月29日10時50分

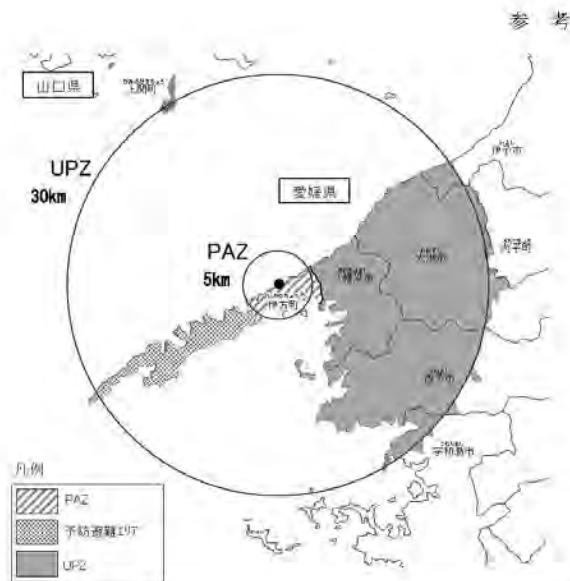
愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上開町長 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

伊方発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 同発電所から概ね5km圏内(PAZ)及び同発電所の予防避難エリアの住民等に対して、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難するよう指示すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続するよう指示すること。
- 予防避難エリアを除く同発電所から概ね5kmから30km圏内(UPZ)の住民等に対して、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避するよう指示すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避するよう指示すること。今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。
- 政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、住民等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部(①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域(①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西予市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
	内子町の一部	
	山口県	上関町の一部

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者(乳幼児を含む)

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(令和3年7月21日 一部改正)

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg) 2包
			又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

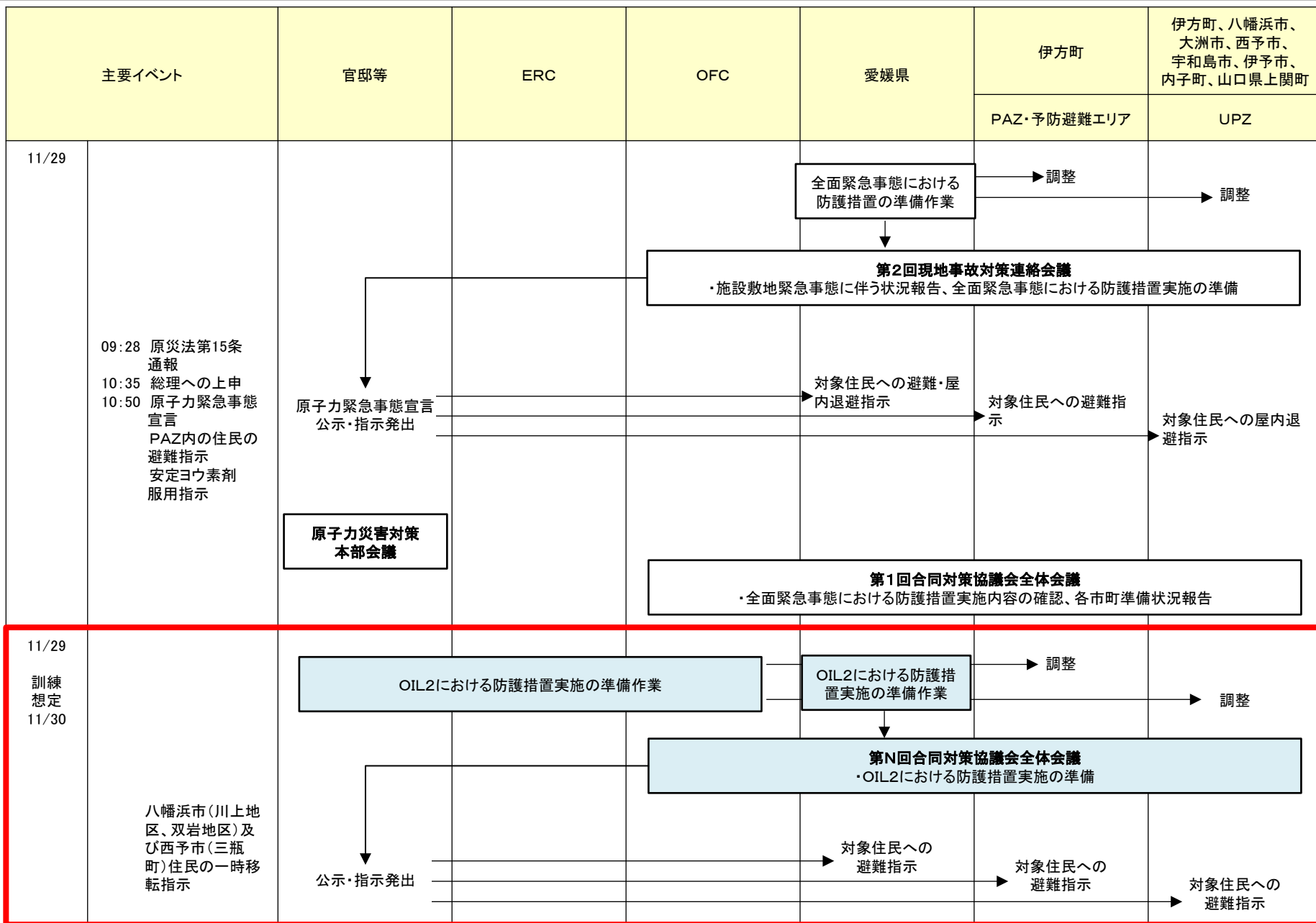
4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

住民避難に係る意思決定の流れ(一時移転)

資料27



OIL2における一時移転等の防護措置の実施に関する資料

資料28-1

- やわたはま かわかみ かわなづ しらいし かみどまり ふたいわ たに よこひら せいよ みかめちよう しぎやま いずみ いまばり せいよ
- 八幡浜市(川上地区(川名津、白石、上泊)、双岩地区(谷、横平))、西予市(三瓶町(嶋山、和泉))の住民は、今治市、西予市の避難先まで1週間程度内に一時移転を実施
 - 一時移転は原則自家用車とし、自家用車が困難な場合は一時集結所から自治体の手配するバス等を使用
 - 一時移転先に向かう途中で、避難退域時検査を実施(12月2日7時開始予定)
 - 一時移転の方法については、防災行政無線、広報車、緊急時速報メール等を活用し周知
 - 渋滞緩和のため、警察による避難誘導を実施

1. UPZ住民の一時移転に係る調整状況			車両の確保状況等						
市町村名	地区名	対象人口 ※要配慮者を含む	避難退域時検査場所	避難先	マイカー	バス		福祉車両	
						必要台数	確保台数	必要台数	確保台数
やわたはま 八幡浜市	<small>かわかみ</small> ①川上 <small>かわなづ</small> 川名津 <small>しらいし</small> 白石 <small>かみどまり</small> 上泊	833名	<small>うちこ</small> 内子町役場 <small>うちこ</small> 内子分庁舎	いまばり 今治市	195台 (583名)	7台	7台	2台	2台
	<small>ふたいわ</small> ②双岩 <small>たに</small> 谷 <small>よこひら</small> 横平	99名	<small>うちこ</small> 内子町役場 <small>うちこ</small> 内子分庁舎	いまばり 今治市	23台 (69名)	1台	1台	0台	0台
	小計	932名			218台 (652名)	8台	8台	2台	2台
せいよ 西予市	<small>みかめちよう</small> ③三瓶町 <small>しぎやま</small> 嶋山 <small>いずみ</small> 和泉	83名	<small>のむら</small> 野村ダム駐車場・ほわいとファーム	せいよ 西予市	20台 (58名)	1台	1台	1台	1台
合計	2市 3地区	1,015名			238台 (710名)	9台	9台	3台	3台

[避難先までの主な経路]



一時移転地区名	
① 川上	かわなづ しらいし かみどまり (川名津、白石、上泊)
② 双岩	ふたいわ たに よこひら (谷、横平)
③ 三瓶町	みかめちよう しぎやま いずみ (嶋山、和泉)

UPZ住民の一時移転に係る調整状況

- 以下のとおり避難先を変更
やわたはま いまばり
・八幡浜市(×松山市 ⇒ ○今治市)
※災害対応及び避難所運営により被災者の受入れが困難のため
 - 避難に必要な車両(バス9台、福祉車両3台)の確保完了
 - バス避難の集合場所は、以下のとおり
 - ①川上地区 八幡浜市立川上小学校
 - ②双岩地区 旧双岩中学校
 - ③三瓶町地区 西予市立三瓶中学校
 - 避難退域時検査場所計画案は以下の通り(それぞれ1レーン開設)
 - ①川上地区、②双岩地区 おおむね4時間で完了見込み(1台/1分)
 - ③三瓶町地区 おおむね1時間で完了見込み(1台/1分)
- ※ UPZ住民及び一時滞在者に対する屋内退避指示は12月1日13時をもって解除
- ※ 対象地域の地域生産物の摂取は控えること

訓 練

指 示

令和7年12月1日14時9分

愛媛県知事 殿
 山口県知事 殿
 伊方町長 殿
 八幡浜市長 殿
 大洲市長 殿
 西子市長 殿
 宇和島市長 殿
 伊予市長 殿
 内子町長 殿
 上関町長 殿

原子力災害対策本部長 高市 早苗

伊方発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・同発電所のLPZのうち、愛媛県八幡浜市白石、上泊、川名津、横平、谷、西子市鴨山、和泉の住民等に対して、一時移転の準備が整った段階で、一週間程度内に慌てることなく落ち着いて一時移転するよう指示すること。
- ・また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けるよう指示すること。
- ・なお、安定ヨウ素剤は、再放出の可能性がないことから配布しない。
- ・上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えるよう指示すること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう指示すること。

参考

【愛媛県】

区分	市町村名	地区名
LPZ	八幡浜市	川上地区白石、川上地区上泊、川上地区川名津、双岩地区横平、双岩地区谷
	西子市	三瓶町地区鴨山、三瓶町地区和泉



内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部会議



原子力災害対策本部会議



原子力災害対策本部会議



原子力規制委員会委員への説明



プラント班の活動



国際班の活動



放射線班と実動対処班の調整



運営支援班の活動



医療班の活動(OFCとのTV会議)



住民安全班の活動



放射線班と住民安全班の調整